

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、八坂川流域で12時間総雨量819mmを想定した浸水では、河口から八坂地区(日出町との境界)までの流域で、0.5m～3.0mの浸水が、場所によっては3.0m～5.0mの浸水が想定されている。また、高山川流域では12時間総雨量902mmを想定した浸水で、河口から北杵築の鴨川までの流域で、低地においては3.0m～5.0mの浸水が想定されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、山間部を中心に、土石流や急傾斜の警戒区域が多く、特に急傾斜の土砂災害警戒区域が多く存在する。

(地震：杵築市業務継続計画)

南海トラフ地震の、30年以内の発生確率は80%程度と言われており、最大津波高は八坂川河口で3.62m、熊野で4.26mなどとなっている。

(その他)

市内の八坂川流域では、これまで水害に見舞われてきた。特に、平成9年の台風19号において大雨、洪水、土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。この台風により、当市では人的被害に加え、床上浸水など住家被害が発生した。

また、平成30年の7月豪雨では、山香地域で24時間雨量315mm、杵築地域で24時間243mmを記録し、人的被害も発生した。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

商工業者数 990人

小規模事業者数 855人

令和3年経済センサス-活動調査による小規模事業者数(杵築市地域)

業種	商工業者数	小規模事業者数	立地状況
建設業	115	113	市内に広く分散している
製造業	83	68	市内に広く分散している
卸売・小売業	283	220	市内に広く分散している
飲食・宿泊業	102	88	市内に広く分散している
サービス業	48	43	市内に広く分散している
その他	359	323	市内に広く分散している
合計	990	855	

(3) これまでの取組

1) 杵築市

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・ハザードマップの作成・配布
- ・防災備蓄品の整備
- ・自主防災組織への支援、防災士の養成
- ・杵築市新型コロナウイルス感染症対応業務継続計画の策定

2) 当会

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・東京海上日動火災保険(株)・大分県火災共済協同組合と連携し、損害保険への加入促進を図った。
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・杵築市が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・本計画に沿って、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな混乱のない応急対策に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和2年事業継続計画を作成（別添）

3) 関係団体等との連携

- ・東京海上日動火災保険㈱・大分県火災共済協同組合の代理店に連携協力を求め、会員事業者以外も対象とした事業継続力強化普及啓発セミナーの開催や損害保険の紹介、情報提供を行う。
- ・関係機関が作成した事業継続力強化のための普及啓発ポスター等を掲示するほか、関係機関が開催するセミナー等についても小規模事業者へ周知し積極的な参加を促す。
- ・小規模事業者が策定した防災・減災の事前対策に関する計画について、事業継続力強化計画の認定に向けた支援を関係団体及び協力先保険会社と連携して行う。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
本会職員による巡回時に、小規模事業者の事業者BCP等取組状況の進捗について確認するとともに、早期の実施を促す。
- ・杵築市商工会経営力強化支援協議会の設置による本事業の進捗管理と見直しの推進
本会が行う「経営発達支援事業」と「事業継続力強化支援事業」を効果的かつ実効性のあるものとして展開していくため、「杵築市商工会経営力強化支援協議会」（以下「協議会」

という。構成員：本会、杵築市、関係団体及び外部有識者を想定）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード8～9、震度6強の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には人命救助を第一に考え、その上で次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡して情報共有を行う。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後3時間以内に職員の安否確認を行う。（SNS等を利用して安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況等を当会と当市で情報共有する）

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、杵築市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・まず、職員自身の安全確保を最優先し、職員自身の判断で命の危険を感じる場合は出勤せず自宅にて待機する。通勤経路等の安全確認を行い、警報解除後に出勤する。
- ・地区内小規模事業者等の大まかな被害状況を確認するため、支所ごとに役職員、青年部・女性部による情報収集を行い1～2日以内に杵築市へ報告するとともに、商工会災害システム（全国連版）を活用し情報共有する。
- ・本会と杵築市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。
- ・本会と杵築市が共有した被害情報を、本会から大分県商工会連合会を經由し大分県へ報告する。その他緊急な連絡については、杵築市から直接大分県へ報告する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

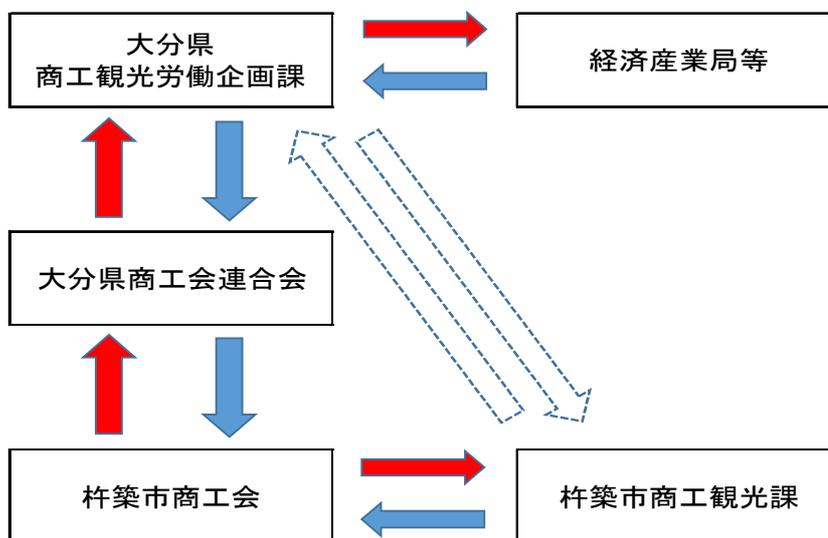
- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回程度共有する
1週間～1か月	1日に1回程度共有する
1か月以降	2日に1回程度共有する
3か月以降	1週間に1回程度共有する

- ・当市で取りまとめた「杵築市新型コロナウイルス感染症対応業務継続計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜ 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。体制図は下記のとおりである。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについては、杵築市災害対策本部の指示に従いながら、本会と杵築市商工観光課が協議のうえ決定する。
- ・本会と杵築市は、「被害額算定の例について（中小企業庁小規模企業振興課）」を参考にするとともに、市役所内の関係部署（商工観光課、危機管理課等）との連携により、速やかに被害状況の確認や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定を行うものとする。
- ・本会と杵築市が共有した被害情報を、本会から大分県商工会連合会を經由し大分県へ報告する。その他緊急な連絡については、杵築市から直接大分県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を大分県の指定する方法にて当会又は当市より大分県へ報告する。



＜ 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設・運営方法について、杵築市と協議する（本会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、大分県及び杵築市の施策）について、地区内小規模事業者へ本会のホームページに掲載するとともに、巡回等で周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜ 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

大分県の方針に沿って、復旧・復興支援の方針を決定し、被災小規模事業者に対し経営相談窓口を開設して次の支援を行う。なお被害規模が大きく、本会職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を隣接商工会、大分県商工会連合会、大分県に要請する。

- ・給与支払い、仕入資金、借入金の返済、融資等についての相談
- ・店舗・工場、機械・備品等の復旧にかかる相談

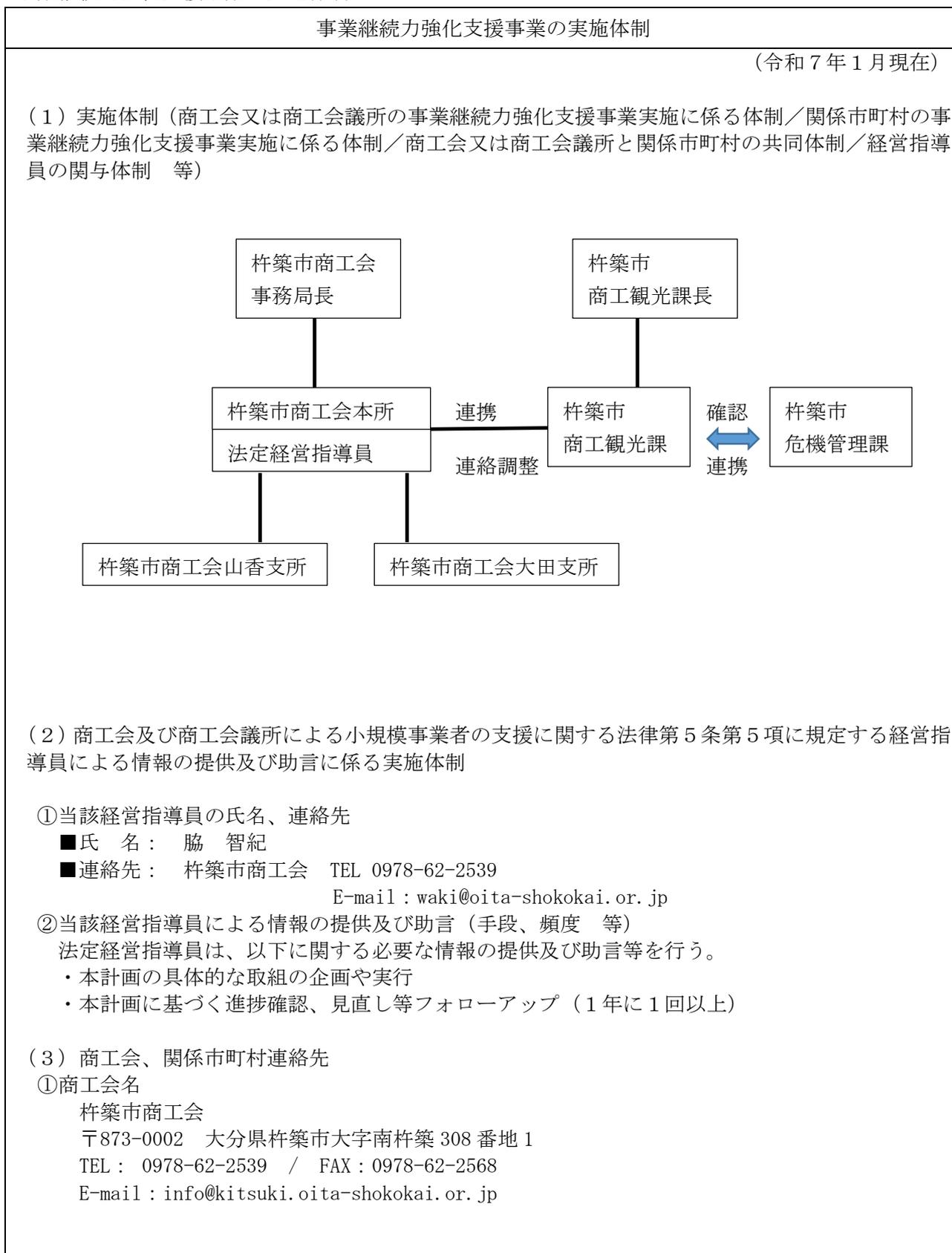
- ・ 共済金・保険金の請求に関する相談(本会の紹介による共済金等契約のみ)
- ・ 小規模事業者の復旧・復興に向けた助成金等の事業計画策定支援等

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



②関係市町村

杵築市役所 商工観光課
〒873-0001 大分県杵築市大字杵築 377 番地 1
TEL : 0978-62-1808 / FAX : 0978-63-3833
E-mail : syoukou-kankou@city.kitsuki.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
必要な資金の額	100	100	150	150	150
・専門家派遣費	0	0	0	0	0
・協議会運営費	50	50	50	50	50
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・パンフ、チラシ作製費	0	0	0	0	0
・防災、感染症対策費	0	0	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費、国補助金、県補助金、市補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。